

第28回平成21年12月与謝野町定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成21年12月1日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時43分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 2番 | 畠山伸枝 | 10番 | 糸井満雄 |
| 3番 | 上山光正 | 11番 | 勢旗毅 |
| 4番 | 廣野安樹 | 12番 | 多田正成 |
| 5番 | 小林庸夫 | 13番 | 今田博文 |
| 6番 | 家城功 | 14番 | 谷口忠弘 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 服部博和 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 有吉正 |
| 9番 | 井田義之 | 18番 | 森本敏軌 |

2. 欠席議員(2名)

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 15番 | 赤松孝一 |
|----|------|-----|------|

3. 職務のため議場に参加した者

| | | | |
|--------|-----|----|-----|
| 議会事務局長 | 奥野稔 | 書記 | 河邊恵 |
|--------|-----|----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|------|--------|------|
| 町長 | 太田貴美 | 代表監査委員 | 足立正人 |
| 副町長 | 堀口卓也 | 教育長 | 垣中均 |
| 総務課長 | 大下修 | 教育委員長 | 白杉直久 |
| 企画財政課長 | 吉田伸吾 | 商工観光課長 | 太田明 |
| 岩滝地域振興課長 | 藤原清隆 | 農林課長 | 浪江学 |
| 野田川地域振興課長 | 宇野準一 | 教育推進課長 | 土田清司 |
| 加悦地域振興課長 | 和田茂 | 教育次長 | 鈴木雅之 |
| 税務課長 | 日高勝典 | 下水道課長 | 西村良久 |
| 住民環境課長 | 永島洋視 | 水道課長 | 吉田達雄 |
| 会計室長 | 金谷肇 | 保健課長 | 泉谷貞行 |
| 建設課長 | 西原正樹 | 福祉課長 | 佐賀義之 |

5. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定について |

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 3号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、
教育諸条件の整備・充実を求める請願書
(提案～委員会付託)
- 日程第 5 議案第 149号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について
(提案理由説明～表決)
- 日程第 6 議案第 150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について
提案理由説明)
- 日程第 7 議案第 151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正について
(提案理由説明)
- 日程第 8 議案第 152号 丹後地区広域市町村圏事務組合理約の一部変更について
(提案理由説明～表決)
- 日程第 9 議案第 153号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定期間の変更について
(提案理由説明)
- 日程第 10 議案第 154号 野田川森林公園の指定管理者の指定期間の変更について
(提案理由説明)
- 日程第 11 議案第 155号 与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者の
指定期間の変更について
(提案理由説明)
- 日程第 12 議案第 156号 野田川森林公園の指定管理者の指定について
(提案理由説明)
- 日程第 13 議案第 157号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定について
(提案理由説明)
- 日程第 14 議案第 158号 岩屋財産区の賃貸契約の更新について
(提案理由説明～表決)
- 日程第 15 議案第 159号 平成 21 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 8 号)
(提案理由説明)
- 日程第 16 議案第 160号 平成 21 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案理由説明)
- 日程第 17 議案第 161号 平成 21 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案理由説明)
- 日程第 18 議案第 162号 平成 21 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号)
(提案理由説明)
- 日程第 19 議案第 163号 平成 21 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案理由説明)
- 日程第 20 議案第 164号 平成 21 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(提案理由説明)

日程第21 議案第165号 平成21年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）

（提案理由説明）

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (森本敏軌) 皆さんおはようございます。

本日、野村議員と赤松議員がちょっと体調を崩されたということで欠席の報告が出ておりますので、まず報告をしておきます。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから第28回平成21年12月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本年も12月に入りまして、初冬の季節となり一段と寒さが増してまいりました。また、本日から師走に入り、慌ただしい季節となってまいりましたが、日本経済は円高が一段と進み、景況は一層厳しく、デフレスパイラルの様相を示しており、本町におきましても一層厳しい年末になるのではないかと心配をいたしております。

本日は、第28回平成21年12月定例会に当たり、早速にご参集を賜りまして、まことにご苦労さんでございます。今定例会、指定管理または補正予算を中心にご審議をいただきます。

今定例会におきましても、円滑な議会運営にご理解とご協力をお願い申し上げ、第28回12月定例会、会議に先立ちましてのごあいさつとさせていただきます。

ここで、太田町長から発言の申し出がありますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長 (太田貴美) 改めまして、皆さんおはようございます。

季節もきょうから師走に入りました。これから、年の瀬に向かって、何かと気ぜわしい時期を迎えますが、本日ここに、第28回平成21年度12月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、森本議長様初め議員の皆様には、多事ご多端の中ご参集いただき、心より熱くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会では、条例改正案3件、補正予算7件を初め野田川森林公園とクアハウス岩滝の指定管理者の指定議案をご提案申し上げております。この指定管理者の指定議案につきましては、ことし10月から与謝野町のホームページ等で全国から公募し、指定管理者選定委員会による指定申請書の検討と、参加者によるヒアリングを経て、それぞれ指定管理者の候補者の答申を受け、これをもとに来年4月から始まる両施設の指定管理者についてご提案を申し上げたものでございます。それぞれの施設を効率的かつ適正な運営管理を行っていただける指定管理者として、必要十分な団体と認めるものでございますので、何とぞお認めをいただきたいというふうに存じます。

いずれにいたしましても、平成18年4月の就任以来、私どもの残り任期も4カ月余りとなりました。非常に限られた時間となりましたが、この4年間の総仕上げとして町の未来像の、さらなる実現に向けて、より一層、その推進に努めてまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (森本敏軌) 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、請願第3号、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書ほか17件であります。

以上、18件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、5番 小林庸夫議員、6番 家城功議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは、まず、私の方から京都府町村議会議長会の報告をいたします。

第28回平成21年12月議会、諸般の報告、府政懇談会が平成21年9月3日、当定例会9月議会の初日に当たりまして、私は欠席をいたしましたけれども、府政懇談会が行われまして、京都府知事、それから副知事、各振興局長ほか部長さん方の出席のもと、山田知事に対しまして、二人、三人ほどかと思いますが、山田知事に対しまして質問、あるいは要望なり提案をして懇談が行われました。この内容につきましては、町村行財政に関すること、また地方分権に関することということで懇談が行われております。

それから、次に、全国町村議会議長会創立60周年記念ということで、第53回の町村議会議長全国大会が平成21年11月11日にNHKホールで行われました。それとあわせまして、第34回の豪雪地帯町村議会議長全国大会があわせて行われまして、その二つにつきましては、それぞれ多くの要望事項を確認採択し、それから決議を行って大会が終わりました。資料につきましては、議会事務局に置いておりますので、ごらんおきいただきたいというふうに思います。

それから、次に、私の方から丹後地区広域市町村圏事務組合の報告をさせていただきます。本日、赤松議員がお休みですので、私の方から報告させていただきます。

第2回の定例会が10月26日に開会をされまして、まず1点は報告第1号で、丹後地区市町村圏事務組合ふるさと市町村圏事業の特別会計補正予算につきまして、繰越金258万7,000円がありまして、それを基金に積み立てるということで承認をされました。

それから、第2点目は、報告第2号として、ふるさと市町村圏事業特別会計予算の繰越明許費として、ふるさとケータイ創出推進事業ということで5,470万5,000円が繰り越しをされるということで承認をされました。

それから、もう1点は、監査委員の選任がありまして、小松前監査委員さんがお亡くなりになられたということで、新たに東幹夫監査委員が選任をされ、同意をされました。

それから、メインの丹後地区広域市町村圏事務組合、一般会計の歳入歳出決算について審議を行われまして、歳入が2,040万9,703円、歳出が1,945万6,841円、差し引き95万2,862円ということで認定可決されました。

それから、もう1点、ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の議案がありまして、歳入が1,656万7,047円、歳出が1,398万6,244円、差し引き258万6,423円という結果となっております。

以上、すべて認定可決されました。資料は議長室に置いておりますので、ごらんおきがいただきたいというふうに思います。以上であります。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を願います。

糸井議員。

10番（糸井満男） おはようございます。

それでは、私の方から京都府後期高齢者医療広域連合会議会の報告をさせていただきます。

平成21年度の第2回定例会が9月5日に開催をされました、土曜日です。これは、実は定例会は2月と8月ということで、条例で定められておりますけれども、衆議院選挙があった関係で9月になりました。したがって、8月が9月にずれ込んだということで、本来なら9月の定例会で報告させていただく予定の、この議会が、今の報告ということになりましたので、お許し願いたいと思います。

まず、私の方から印刷物を渡しておりますので、参考にしていただいたらいいかなというふうに思っております。

人事案件で3件ございまして、一つは副連合長の選任で、京都市の副市長であります星川さんが、また、公平委員にお二人、平田さんと谷川さん、両名が人事案件として提出され、それぞれ同意をいたしております。

それから、平成20年度の一般会計補正予算が提案されまして、専決処分でございますけれども、補正額は7,619万9,000円でございます。これは21年3月25日に臨時特例交付金というのがあったわけですが、これは交付決定に基づく交付金が増額されたわけですが、これは平成20年度中に臨時特例基金へ積み立てる必要があるというふうなことから専決処分として追加計上されたものでございます。

それから、あわせて特別会計の補正予算が12億9,347万8,000円の補正が、これも専決処分をされました。これは20年度の支払基金の交付金、これは社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者支援金でございますけれども、これが確定し、そして、超過交付分を返還するという事になったものでございまして、これを専決処分として予算に追加したものでございます。

以上、2件の専決処分を、それぞれ承認をいたしました。

それから、次に、平成21年度の一般会計の補正予算が、これも提案をされました。補正額は1億781万6,000円でございます。

歳入として、臨時特例交付金から繰入金、あるいは前年度の繰入金が計上され、歳出は主にレセプトなどの、あるいは高額介護合算療養費の支給開始に伴う電算システム、いずれにいたしましても電算システムの経費、そういったものが中心で、増額補正されたものでございます。

さらに、特別会計の補正がされました。これは64億3,230万1,000円でございます。これは、国庫支出金、あるいは府支出金の、また平成20年度からの繰越金、そういったものの補正でございます。さらに歳出として、これは保険給付費の高額医療費、そういったものを中心としたものでございました。

いずれにいたしましても、補正2点、一般会計の補正、あるいは特別会計の補正予算、いずれも承認をいたしております。

それから、平成20年度の一般会計の決算が上程をされました。歳入としては、これは分担金のほか、あるいは国府からの支出金でございます。あるいは歳出は、これは運営経費がほとんどでございます。そして運営経費のほか財政調整基金だとか臨時特例基金、いわゆる特例基金への積み立て、こういったものでございます。一般会計決算が、歳入では28億7,090万9,785円、歳出では26億6,499万5,296円ということで、収支差額が2億591万4,489円でございます。

それから、20年度の特別会計の決算でございますが、これは歳入は市町村の支出金のほかに国府支出金、あるいは支払基金交付金の収入でございます。

歳出は、保険給付費などが主なものでございまして、そういった内容での決算が上程されました。歳入決算総額は2,210億6,780万446円で、歳出決算の総額が2,108億9,207万9,670円でございます。収支差引が101億7,572万776円でございます。いずれも一般会計、特別会計ともに賛成多数で認定をいたしております。

さらに、副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部が改正がされました。これは6月期の期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるというもので、1.6カ月から1.45カ月に引き下げるということで、これを承認をいたしております。さらに、後期高齢者医療に関する条例の一部改正がされました。これは被保険者均等割額の軽減を図るもので、7割軽減世帯については、一律8.5割の軽減をするというものでございました。これも承認をいたしております。

それから、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正というものが上程をされました。条例の改正でございます。これは保険料の軽減対策として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金というものがあるわけですけれども、これを活用できるように基金の処分事由というものを追加いたしまして、これが条例の整備をしたものでございます。

それから、後期連合議会の議員及び、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正がございました。これも条文整備をしたものでございまして、いずれも承認をいたしております。

最後に、発議として、後期高齢者医療制度の維持及び改善に関する決議が上程されまして、賛成19、反対8で、退席1ということで、賛成多数で議決をされております。

以上、簡単ではございますけれども、広域連合の議会の報告とさせていただきます。

なお、定例会の議案並びに会議録につきましては、事務局の方に置いておきますので、見ていただいたら結構かと思います。

以上、報告を終わります。

議長（森本敏軌） 続きまして、与謝野町宮津市中学校組合議会定例会臨時会の報告を願います。
有吉副議長。

副議長（有吉 正） それでは、私の方から与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をさせていただきます。

10月22日に第3回組合議会定例会が行われました。まず、補正予算1,587万6,000円が提案され、これは可決されておりますが、主な事業といたしまして、学校ICT環境整備事業1,434万6,000円がございます。これは設計委託料44万6,000円、工事請負費、構内LAN配線工事費が635万円、地上デジタル放送関連工事費が120万円、備品購入費としてデジタルテレビ16台、電子黒板1台635万円でございます。

平成20年度決算認定も行われました。歳入総額6,451万1,953円、歳出総額が5,386万6,281円、差し引き1,006万4,572円の黒字でございます。これは、橋立中の学校用地の京都府への売却1,049万3,624円の代金が入っております。両議案とも可決、また認定をされております。

それから、昨日、11月30日、臨時会が午後1時30分から組合職員の給与に関する条例の一部改正と組合議会の議員その他非常勤職員の保障等に関する条例の一部改正の2議案が提案され、いずれも可決されております。

簡単でございますが、報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 最後に、宮津与謝消防組合議会の報告を願います。

谷口議員。

14番（谷口忠弘） それでは、去る10月29日に開催されました、第4回の宮津与謝消防組合議会の報告を申し上げます。

議案は、火災予防条例の一部改正についてと、一般会計の補正予算、また一般会計の決算認定についての3点でございました。条例につきましては、文言等の修正でございまして、また、補正予算につきましては768万3,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ8億3,798万1,000円とするもので、これにつきましては、主に人事異動に伴う人件費であります。

決算につきましては、歳入額が8億7,122万6,037円で、歳出8億6,254万2,819円、差引残高は868万3,218円で、前年の実質収支744万3,742円を引きますと、単年度収支としましては123万9,476円の黒字となったという報告でございました。また、20年度中の火災の発生状況につきましては、当町が12件で、宮津市が8件、伊根町がゼロということで計20件、緊急搬送につきましては、出動件数が1,947件で、当町が848件で43.5%、なおまた、そのうち搬送件数ですね、搬送件数につきましては1,842件で、当町が809件、44%、搬送人員につきましては1,893人で、そのうち当町が751人ということで約40%と、こういう詳しい資料の報告がございました。また、このいろいろな統計はですね、資料として冊子をいただいておりますので、また、事務局の方に置いておきますので、また、ごらんになればというぐあいに思っております。

質疑についてはですね、消防の広域化に向けた方向性の質問がございました。一応、京都府では3ブロックの体制で指令業務の共同化の協議を進めておるところでございまして、まだ、何も特段決まってる状況ではないというような報告がございました。しかし、亀岡以北についてはですね、福知山市に一応、防災センターを設置するということを予定しておるところのようなこ

とございました。

以上、各議案、全員賛成で、すべての議案が可決されまして、審議を終了いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 請願第3号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書について、趣旨説明を行いたいと思っています。

文書を朗読して提案にかえたいと思っています。

まず、請願趣旨です。私たちは、未来を担う子供たちの健やかな成長と発展を心から願っています。百年に一度とも言える未曾有の経済危機と深刻な不況のあおりを受け、給食費や学級費の滞納・未納が増えています。教育費の父母負担がますます家計を圧迫する中で、経済的な理由で高等学校への進学をあきらめる子どもたちがいます。

義務教育費無償化が世界の流れとなっている中で、日本・欧米など先進28カ国中、日本が国民総生産に占める教育費への公的支出の割合は27位と最低ランクに位置し、大幅な改善が求められてきました。文部科学省有識者会議でも家計負担の割合の大きさが指摘され、負担軽減の提言も行われています。

「教育は人生前半の社会保障」といわれ、憲法26条にはどの子にもゆきとどいた教育を保障するために「義務教育無償の原則」と「教育の機会均等」がうたわれています。「せめて義務教育は無償にしてほしい」の願いは子どもをもつ保護者の切実な願いであり、「保護者の負担軽減」を求める声は大きな国民世論となっています。

豊かな教育条件の中で、子どもたち一人一人を大切に、未来への希望を育てていくために、以下の請願事項を実現していただきますようお願いいたします。

1 義務教育無償の原則を実現し保護者負担をなくすために、学校予算を増額してください。

2 経済的な不安をなくし安心して学校に通えるよう、「就学援助制度」の基準を明確にし、その趣旨をひろく保護者に知らせ制度が活用できるようにしてください。

以上であります。ここに書かれていますように、請願者については石川の浦島清一さんです。取扱団体に書かれていますように、今回もですね、与謝地方教職員組合が組織的な取り組みをして署名を後日、議会の方に届けていただけるという話を聞いておりますので、今、取り組んでいる最中のようです。

以上で、簡単ですが、内容も非常に多岐にわたっているわけじゃなくて、非常に大事なことで、要点は非常に明らかなと思いますので、以上で簡単ですが、趣旨説明とさせていただきます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

紹介議員、議席へお帰りください。

お諮りします。

本請願は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第149号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第149号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、従来、非常勤の職員のうち、船員である再任用短時間勤務職員の公務災害補償については、船員保険法が適用されておりましたところ、この船員保険法の一部を改正する法律が来年1月1日に施行され、船員である非常勤職員についても、地方公務員災害補償法が適用されることとなりましたことから、第2条で除外職員としていた船員保険の被保険者の文言と第16条の船員に関する部分を削除する改正を行うものでございます。

現在のところ、今回の改正に該当する職員はおりませんが、この条例の準則が改正されたことから、このように改正をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第149号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第149号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第150号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、去る8月11日に国会と内閣に対して報告された人事院勧告に基づきまして、本町職員の住居手当について、所要の改正をお願いするものでございます。今回の人事院勧告では、住居手当について、昨年の人事院勧告で予告されたとおり、自宅にかかる住居手当のうち、新築または購入後5年間に限って支給されておりました月額2,500円の手当を廃止する勧告がなされ、来年1月から、この新築等にかかる住居手当を廃止することについて、このたび職員組合と合意に至りましたので、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

なお、今回の人事院勧告で報告されました期末勤勉手当の改正につきましては、去る11月20日開催の臨時議会でお認めいただきましたし、給料表の改正と一昨年の給与構造の見直しの際に経過措置として規定しておりました、いわゆる減給補償の改正については、来年4月からの施行となりますので、来年3月の議会に提案を申し上げる予定をしておりますし、時間外勤務における月60時間を超えてした勤務の支給割合を100分の150に引き上げる改正と、この支給割合の引き上げ分の手当の支給にかえて取ることができる代替給の指定制度の創設につきましては、制度の詳細が不明な部分が多いことから、来年4月の実施に向けて検討を重ねることとして、今回の条例改正を見送ったものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（森本敏軌） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第151号 天の橋立岩滝温泉スタンド条例の一部改正について、提案理由のご説明申し上げます。

本年6月、クアハウス岩滝条例の一部改正により、クアハウスは指定管理者にお願いし、天の橋立岩滝温泉スタンドは、町の直営で管理する方向も含め検討しておりましたが、その後、クアハウスの指定管理者の募集に当たって、同一の指定管理者によりクアハウス岩滝本館と一体的に管理することが望ましいという考えから、天の橋立岩滝温泉スタンドについても、指定管理者制度を導入するため、所要の改正をお願いするものでございます。

今回、議案第157号として、クアハウス岩滝にかかる指定管理者の指定について、ご提案申し上げます。これをお認めいただきましたら、この指定管理者クアハウス岩滝と天の橋立岩滝温泉スタンドを一体的に運営管理することになります。よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第152号 丹後地区広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第152号の丹後地区広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

変更点は2点でございます。

まず1点目でございますが、平成20年12月26日付の総務省通知、定住自立圏構想推進要綱についてにより、当組合の事業運営の根幹をなす広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止をされました。これを受けまして、当組合の担当課長会議理事会において、組合の存続、見直し、解散について協議を重ねてまいりましたが、従来のふるさと市町村圏基金の運用益を財源とした丹後天橋立ツーデーマーチ等のふるさと市町村圏事業については、一定の成果があり、初期の目的は達成したもものとして廃止し、平成22年度以降、継続する組合事業については、2市2町の出資、補助金等で実施することとし、第13条の組合の経費は、支弁方法について改正を行うものでございます。

2点目は、ふるさと市町村圏事業の中止を受けて、圏域2市2町及び京都府より拠出いただいている丹後地区ふるさと市町村圏基金10億円を平成22年3月末に圏域2市2町、京都府に返還するため、第5章を削除するものでございます。なお、規約改正の施行日は、京都府知事の許可のあった日からの施行といたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第152号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第152号 丹後地区広域市町村圏事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第153号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第153号にかかる与謝野町立古墳公園指定管理者の指定期間の変更につい

て提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町立古墳公園の指定管理者につきましては、平成21年4月から3年間を指定期間として、ふるさと産品有限会社が運営してきたところでございますが、本法人が平成21年12月末をもって解散することになりましたので、このように指定期間の変更をお願いするものでございます。

以上の事情により、指定期間につきましては、当初指定しておりました平成24年3月末までの期間から、平成21年12月27日までと変更しております。なお、今後の本施設の運営につきましては、与謝野町の直営で運営していく予定でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第154号 野田川森林公園の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第154号の野田川森林公園にかかる指定管理者の指定期間の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

野田川森林公園の指定管理者につきましては、平成21年4月から3年間を指定期間として財団法人コミュニティ野田川が運営してきたところですが、本法人が平成22年3月末をもって解散することとなりましたので、このように指定期間の変更をお願いするものでございます。

以上の事情により、指定期間につきましては、当初しておりました平成24年3月末までの期間から、平成22年3月末までとの変更になります。なお、今後の本施設の運営につきましては、議案第156号として、野田川森林公園の指定管理者の指定について、ご提案申し上げており、これをお認めいただきましたら、来年4月1日から、この指定管理者が運営管理することとなります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第155号 与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第155号の与謝野町勤労者総合福祉センターにかかる指定管理者の指定期間の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町勤労者総合福祉センターの指定管理者につきましては、平成21年4月から3年間を指定期間として財団法人コミュニティ野田川が運営してきたところですが、本法人が平成22年3月末をもって解散することとなりましたので、このように指定期間の変更をお願いするものでございます。

以上の事情により、指定期間につきましては、当初しておりました平成24年3月末までの期間から、平成22年3月末までの変更となります。なお、今後の本施設の運営につきましては、来年4月1日から町の直営で運営管理することとなります。よろしくご審議の上、ご承認いた

きますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第156号 野田川森林公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第156号の野田川森林公園にかかる指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

野田川森林公園の指定管理につきましては、町民のいこいの場として設置されました野田川森林公園と、京都府が青少年の健全育成の場として設置されました、京都府野田川ユースセンターを一体的に管理運営することとして、去る11月17日に開催された指定管理者選定委員会におきまして、慎重審議をお願いし、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、最終的にコミュニティ野田川を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、この団体が財団法人コミュニティ野田川の役員を中心に新たに設立された団体であり、本施設の管理運営については熟知しており、その業務のノウハウや人的ネットワーク等の実績など、施設の運営はもちろん、地域コミュニティを醸成していく上で不可欠な要素を備えている点でございます。また、今後さらなる経営努力や、これまでの経営ノウハウ等を最大限生かした施設管理により、青少年健全育成施設としての充実、誘客数の増加、利用者の利便性、サービス向上等が図られることが期待でき、与謝野町の文化の高揚、人材育成等の推進に寄与できる団体であると考えております。

指定期間につきましては、平成22年4月から平成25年3月末までの3年間としております。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第157号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第157号のクアハウス岩滝にかかる指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

クアハウス岩滝の指定管理者につきましては、天の橋立岩滝温泉スタンドを含め、一体的に管理運営することとして、去る11月17日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして、慎重審議をお願いし、その結果を基に同委員会から答申をいただき、最終的にドルフィン株式会社を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

この理由としましては、この法人が27年間にわたり、スイミングスクールやフィットネス事業などを展開してきたノウハウと、四つの温泉施設を含む27施設で指定管理者として管理運営している実績を持つ本会社は、天の橋立岩滝温泉を利用して、町民の健康増進及び回復並びに、これらをもって町の活性化を図ることを目的とする本施設の指定管理者として、安定した持続的運営が期待できると考えられる点でございます。

また、人は宝であるとの考えから、地域に根指した人材の育成を重視し、安心、快適、活力をキーワードとして、本施設の設置目的に即した利用者目線の運営をしていくことで、本施設はもちろん、与謝野町のさらなる発展、成長に寄与するものであるというふうに考えられます。

指定期間につきましては、平成22年4月から平成25年3月末までの3年間としております。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第158号 岩屋財産区の賃貸契約の更新についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第158号 岩屋財産区の賃貸契約の更新について、提案理由のご説明を申し上げます。

この賃貸契約は、岩屋財産区有林を昭和24年4月1日から60年間、岩屋区民に貸与し、植樹や管理を区民に行わせるための契約が、平成22年3月31日をもって終了することから、今回、この契約を更新するものでございます。

現在まで、岩屋財産区が財産区有林を岩屋区民に貸し付け、そこから生じる木材等を個人に收受させることにより、財産区の財産及び山林の維持管理を行ってきたものであります。

財産区の財産の全部、または一部を処分し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の同意を得なければならず、今回の賃貸契約を結ぶ場合、財産の利用価値を制限するものとして、知事の同意が必要となったもので、知事の同意には地方自治法の定めにより議会の議決が必要であることから、このようにご提案申し上げた次第でございます。ご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

9番（井田義之） それでは、財産区の賃貸契約について、少しお尋ねしておきたいと思えます。

まず、1点、60年に一度ということで、岩屋財産区の個人への貸与が60年間経過したと、新しく何人かの方が貸与を継続されるという、管理を継続してやっていただけということやろうと思うんですけども、当町におきまして、あちらこちら財産区があるわけですけども、財産区の中で、こういうように、岩屋と同じように60年間なのか、50年間なのかわかりませんが、それぞれの個人の方に貸与しながら管理をさせていただいておる財産区は、どこどことあるのか、まず1点お尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） すべて承知はしておりませんが、野田川地域にも、それから加悦地域にも財産区についても1、2カ所あるということでございます。1カ所から2カ所あるということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） その辺のところは、前から、私は財産区のことについては再三再四、質問させていただいておるんですけども、一定の把握をしておいていただかなければならないん違うかな

というふうに思います。きょう、今まで、熟知しないということなんで、その点については十分に今後、調査をしておいていただくようお願いしたいと思います。

それから、ここで23万5,934平米の貸与ということになるんだろうと、財産の処分という名前が出ておりますけれども、貸与というふうになるんだと思うんですけれども、これは岩屋財産区のうち何割なのか、岩屋財産区の総平米数が幾らあって、そのうちの何割を個人の方に管理をお願いされるのか、その点についてお尋ねをします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 岩屋の財産区有林ですが、176.21ヘクタールというふうに承知をしております。それで、今、申されましたように、そのうち23万5,934平米を今回、新たに、これまでからの借りられた方も含めて、新規の方も含めて48人の方に賃貸をすることです。

9 番（井田義之） 48人。

総務課長（大下 修） 48人。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） この貸与につきましては、1ヘクタールというのか、平米数で出ておりますので、1万平米でもいいですけれども、1万平米を幾らで大体、これまで幾らで、60年間管理をお願いするために貸与の、わずかですけれども、恐らく金額が設定されて、取っておられたと思うんですけれども、その金額は幾らであったのか、現状が幾らであるのか、それからまた、今後の契約については、どういう格好での貸与契約にされるのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今後といいますか、今回、新たに契約を切りかえて、その貸与の使用料でございますが、等級が7区分に分かれておまして、坪当たり0.5円から1.8円の間で、その区分によって、金額を定めて貸与をされる契約となっております。

9 番（井田義之） これまでと今というのは、これ今後は、一緒の金額でいくということですか。

総務課長（大下 修） いや、それは申しわけございません、承知しておりません。これからの契約の部分だけの話でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 普通、契約の更改ということになれば、これまでが幾らで今後、幾らなのかというあたりは、やっぱり調べておいていただきたかったなというふうに思います。

次に、私がこれまでは幾らだったんでしょうかというのをお聞きしたのは、金額はわずかですけれども、これまでから、そうして幾らかの収入があつとつたということは事実だろうというふうに思いますが、その収入につきましては、これまで議会で上がってきております財産区の収支、この中には、その金額は入っておるのかどうか。といいますのは、先ほども言いましたように、すべての財産区ではなくても、幾らかの財産区、例えば石川の財産区も60年契約で、契約というのか管理をお願いしております。そういう金額というのは、これまでの決算、予算の中に入ってきておったのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 財産区の予算決算につきましては、ご承知のとおり20年度までは線下補償の部

分だけお世話になっただけなんですけども、21年度から各財産区の詳細といいますか、を予算計上をさせていただいております、21年度分からは土地の貸付料ということで、予算の中に計上をされております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 21年度の予算の中に入っておるといことは、私自身が完全に見落としながら承認をしてきたということになるんでしょうけれども、やはり内訳ですね、その内訳を見れば、先ほど課長の言われた、どこの財産区が貸与しておるのか、加悦も野田川も二、三はあるかもわかりませんというのではなしに、予算の中に、予算を提案されるときに、こことこことこことは、そういう財産の貸与があつとるんだということはわかっていたかきながら、やはり提案をしていただきたかったなど。というのは、この問題については、ちょっといろいろな深い細かいことありまして、私自身は、前の石川の区長ですけれども、「井田君、あんまり財産区の貸与のことについては、触れないでくれ」というようなこともあって、できるだけその貸与問題の使用料については、私、触れずにきました。だけど、こうして新しく契約をされるということなんで、契約をされるというのが議会の中に出てきて、これ60年に一度ですのでね、出てきて、我々としては承認をするということになれば、ある程度のところは、私は理解しながら承認がしたいなというつもりで質問をさせていただいております。

再度、お尋ねいたします。その予算書の中に収入として入っておるのは、どことどこの財産区が入っておるのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 収入の方で、山林管理費分担金という項目がございます。これは、加悦地域でいきますと香河、後野、大江山財産区でございます。

それから、野田川地域は、三河内財産区、岩屋財産区、石川財産区があります。

それから、そのほかに、財産貸付収入というのがございまして、これは財産区の山林ではなく、平地といいますか、山林地番じゃないところであろうと思いますが、そこも11財産区収入が上がっております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） そうして調べればすぐわかったわけですね。財産区の貸与の分がどれだけあったかというのは、今見ていただいてすぐわかったということです。先ほどはわからんということでしたけれど、すぐわかったということです。

ちょっと方向を変えて、農林課長にお尋ねいたします。

こうして、財産区の管理を60年間していただいて、それぞれスギ、ヒノキが、そこそこ育ってきてるわけですね。こうして、また次をやっていただくということは大変ありがたいことだというふうに思うわけですが、実際には、その60年間守りをされた方々が、木を出そうと思ってもなかなか出せないという状態です。これは大きな予算もかかることなんで、大変だろうとは思いますが、やはり林道をつけながら、木の守りをしていかないと、なかなか、せっかく大きなスギやヒノキが育っておっても、それがもう利用できないと、台風が来て災害が来ると倒れてしもて、今度は処分をするのにも大騒動だというのが従来の現状です。23号のときにも随分多くのヒノキやスギの木が倒れてしまって、後片づけに多大な金額がかかったというの

が現状です。林道整備をしながら、やはり少しでも山がきれいになり、また、そうして手間をかけていただく方々にメリットがあるような方法を取っていくのが農林課の仕事ではないかと思うんですけども、その点についての見解を最後に伺っておきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

財産区の関係につきましては、財産区の管理運営については、一定、総務課の方で所管をし、また、その財産区有林の整備等については、農林課の方で所管をさせていただいております。

ただいま、ご指摘のように、財産区の山を育てていくということにつきましては、それぞれの財産区さんも同様の思いでございますし、また、町も町の財産として、それはやっていかなければならない課題だろうというふうに思っております。財産区の方々もいろいろなところを視察をされ、また森林組合、京都府等とも協議をされまして、できる限り財産区が有する森林財産として、今後には有益な利益が生むように考えておられるということでございます。それを町としましても、積極的に支援をさせていただいているつもりでございます。

森林整備にいたしましても、また林道、それから作業道、これらの整備、修復等につきましても、それを支援させていただいているつもりでございますが、何せ隅々まで、なかなか行き届いていくことは財政上難しい側面もございます。したがって、これは財政との相談にもなりますけれども、できる限り、今後もそういった姿勢で町の財産として育てていくように努めていかなければならないというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、環境税等のことも検討されております。そういうのをやはり緑というのは温暖化ガスに対する、すごい大きな効果を発揮いたしております。せいぜいそういうものを回していただけるような施策を、今後、頑張ってもらっていただけたら大変ありがたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

勢旗委員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、2点ばかりですね、お聞きをしたいと思っております。

一つは、60年という契約ですね、山のそれぞれの個人が維持管理をしていて収益を上げられるということですが、この実際に、非常に現在、激しい過疎といえますか、あるいは山村が厳しい状況の中で、この契約期間がですね、例えば、その家がなくなってしまう、あるいは息子さんが全部、よそへ出られると、こういう状況があるわけですが、この完了というのは、いつをもって完了になるというふうに、岩屋の財産区の場合はですね、されておるのか、そこのところを1点、お伺いをしたいんですが。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、ご質問の話は、実際によくご存じなんですが、財産管理会の方が中心となつてされておまして、その経緯につきましては、正直なところ、私どもの方へは入ってきてないのが正直なところでございます。それで、過去60年間、今度、切れるわけですけども、その間でも貸しておられた方が亡くなられたり、その管理を、跡を継いでいただく方がないというふうな状況にはなっているということは承知をしておまして、最初の、昭和の最初の契約のときよ

り人数は実際にもう減ってしまっているということは承知をしておりますけれども、その今、申されました、いつをもって最終ということは、ちょっと私どもの方では承知をしております。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） と申しますのは、それぞれ財産管理会がおっしゃっておるように方向で植林を進めていきますと、まじめに何十年やってきたと、ところが、きょうここで終わるということになりますとね、もう少しあれば、いわゆる財産としての価値が出るわけですが、全く出ないという部分もあるわけです。そういったところは、どういうふうにやられておるのかなということが、わかっておればということだったんですが。

それと、もう1点ですね、これも管理会のことになると思うんですが、非常に境界というものがあいまいになっておると。昔の、いわゆるそのあの木を見通すというような格好での境界確定が、非常に現実には難しくなっておるというふうに思うんですが、この部分で、特に岩屋の財産区のことでお聞きをされておると、そういうことはございませんでしょうか。

議 長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 私が担当いたしましたから、そういうお話を伺ったことはございません。

議 長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） いずれにしても、長い期間でありますし、山に対する考え方が、従前とは非常に変わっておるということで、それぞれ適切な指導をいただきたいと、このように思っております。終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第158号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第158号 岩屋財産区の賃貸契約の更新については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

11時に再開します。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前11時00分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第15 議案第159号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第159号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は1億5,223万円を追加し、総額を120億3,830万4,000円といたすものでございます。まずは、各科目で共通して計上しております職員人件費及び公共施設の地上デジタル放送への対応関連経費につきましてご説明申し上げます。

1点目の職員人件費につきましては、一般会計総額で2,717万6,000円減額いたしております。11月20日の臨時議会で与謝野町職員給与に関する条例の一部改正をお認めいただき、これに基づき期末勤勉手当等について減額するとともに、時間外手当等の増額と相殺した額でございます。

その他、第1款議会費では、議員期末手当、第2款総務費では、町長等特別職の期末手当、第10款教育費では、教育長の期末手当を減額いたしております。

次に、公共施設の地上デジタル放送への対応経費を総額で1,168万5,000円追加いたしております。これは各公共施設にあります、既存テレビ地上デジタル放送に対応できないテレビを更新する費用ほか、配線工事費、廃棄テレビのリサイクル料を施設管理をしております科目別に追加いたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

20、21ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費は、住民自治活動支援事業で、石川下地地区から下地公民館駐車場整備の追加申請ほか、6地区からの変更申請に伴い、第19節負補交を133万2,000円追加いたしております。

22、23ページ、第12目有線テレビ管理費、有線テレビ施設管理運営事業では、第13節委託料を161万円減額いたしております。これは当初、有線テレビ設備のセンター装置を更新する予定でありましたが、加悦地域のFTTH化事業が予算計上されたことに伴い、二重投資となりますので、更新を取りやめるほか、加悦地域の新規加入者宅へのケーブル引込委託料等を追加するものでございます。

第15目地域交通対策費では、町営バス運行事業費を51万6,000円追加いたしております。これは現在、契約をしております町営バス運行業務委託契約が、平成22年3月15日までであるため、3月16日以降の残り半月分の委託料を追加いたしたものでございます。

なお、8ページに第2表、債務負担行為を計上し、平成22年度における町営バス運行業務委託経費の限度額を1,186万4,000円設定いたしております。町営バスにつきましては、運行開始後、約9カ月が経過しますが、利用者の皆様方へのアンケート調査等も行い、次年度の運行は路線ごとの曜日運行をやめ、毎日運行するとともに、年末年始を除く祝祭日は運行すること。さらに野田川駅に乗り入れをすること等を検討しており、運行日数等がふえることにより、21年度より増額した予算を設定しております。今後、コミュニティバスひまわり運営協議会、与謝野町地域公共交通会議の議論を経て、運行経路を決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次、26、27ページをお開き願います。

第4項選挙費、第3目衆議院議員選挙費は、選挙費委託金の交付決定に伴い94万6,000円を減額いたしております。また、来年執行されます第5目京都府知事選挙費は、21年度執行分として1,065万2,000円。

28、29ページの第2目町長・町議会費選挙費は、21年度中の準備経費として598万円追加いたしております。

次に、30、31ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金を342万7,000円追加いたしております。これは国保基盤安定負担分の追加のほか、出産育児一時金、大腸がん検診委託料の実績見込みにより追加いたすものでございます。第2目障害福祉費、障害福祉サービス事業は、総額で3,866万8,000円追加いたしております。これは診療報酬の改定等の影響で、自立支援給付費予算に不足が生じるため追加いたすものでございます。

次に、34、35ページをお開き願います。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の子育て応援特別手当事業は、平成21年度補正予算に盛り込まれた制度ですが、政権交代により予算凍結が決定され、執行停止となりました。本事業は、国からの全額補助を受けての事業であり、町単独の事業継続は困難との判断から、事業予算を歳入歳出とも2,425万円減額いたしております。

第2目児童福祉施設費では、京都府の保育所等感染症対策緊急整備事業として保育所、学童保育等で使用する空気清浄機等の感染症対策備品の購入への補助金交付が決定したため、放課後児童健全育成事業、34、35ページ保育所管理運営事業、36、37ページ子育て支援センター事業、児童館管理運営事業の庁用器具費に総額301万2,000円追加いたしております。同ページ上段の保育所整備事業では、市場保育所と山田保育所の屋根防水工事において、当初、応急修繕を想定して設計しておりますが、詳細設計を進めたところ、予想以上の損傷により追加工事が必要であることが判明したため、第15節工事請負費に149万5,000円追加いたしております。

次に、38、39ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費につきましては、健康診査事業を総額で384万9,000円追加いたしております。これは健康診査委託料、がん検診委託料を実績見込みにより追加いたすものでございます。

次に、40、41ページ、第2項清掃費、第2目塵芥処理施設につきましては、廃棄物処理施設管理運営事業を59万2,000円追加いたしております。これは加悦、岩滝最終処分場の地上デジタル放送対応関連経費のほか、野田川最終処分場の遮水シート破損原因調査のための掘り起こし費用を、第15節工事請負費に40万円追加いたしております。

今回、計上いたします工事は、あくまで原因調査のみであるため、抜本的な遮水シートの修繕工事費用につきましては、掘り起こし工事の状況を見て、本会議中に追加補正として提案したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、42、43ページの第5款労働費、第4目経済危機対策費につきましては、住宅改修助成事業を3,000万円追加いたしております。これは6月補正で2,000万円、さらに9月補正予算に2,000万円、計4,000万円を計上していましたが、大変多くの申請がござい

まして、さらに追加をお願いいたすものでございます。有線テレビ加入促進事業では、有線テレビ加入者補助金を3,000万円減額いたしております。これは有線テレビ加入促進として、テレビ宅内配線工事費用に対して1万8,000円を上限として補助支援を行うこととし、全世帯テレビ加入として予算化しておりましたが、今回、現在の加入状況から、今後の加入見込みを想定し減額するものでございます。

次に、有線テレビ加入促進事業で減額した予算を財源とし、新たに情報通信基盤整備事業を新設し、3,039万1,000円を追加いたしております。これは各3庁舎間や、主に野田川地域の出先機関、幼稚園、小・中学校につきましては、NTT回線等を使用してイントラネット網を構築していましたが、今回、有線テレビ拡張事業で、敷設する光ファイバー網にすべて切りかえ、イントラネット網を一体的に統合するために必要な機器購入や、設定委託料の費用でございます。このことにより小・中学校で高速インターネットが可能になるほか、年間約400万円の通信費用を削減することができる見込みでございます。

46、47ページの第6款農林水産業費、第3目林業振興費では、有害鳥獣対策事業を総額で258万5,000円追加いたしております。これは有害鳥獣処理手数料を実績見込みで追加するほか、本年度は労働費の経済危機対策費で、既に3回の広域捕獲事業を計画しておりますが、今回国の補助金を受け、さらにもう1回、3月ごろに実施したく、その委託料を今回、追加いたしたものでございます。その下、林道等整備事業につきましては、今年度予定されていた大内線改良事業が来年度実施に変更となり、新たに事業費を追加して、成相線を改良することになったため、丹後縦貫林道リフレッシュ事業負担金を今回の補正で500万円追加し、当初予算の400万円と合わせて総額を900万円といたしております。

次に、48、49ページ第7款商工費、第2目商工業振興費では商工業者融資支援事業を1,480万円追加いたしております。これは与謝野町信用保証料補助金として、京都信用保証協会に支払われた保証料に対して補助金を交付するものでございますが、大変多くの申し込みがございまして、追加いたすものでございます。

次に、52、53ページ、第8款土木費、第2項道路新設改良費では、道路新設改良事業を2,497万9,000円追加いたしております。これは岩屋川線における土地の先行取得にかかる経費のほか、加悦但東線の取り合い部分の用地買収に伴う用地測量費用として、第13節委託料を727万9,000円追加いたしております。

そのほか、明石香河線、岩屋川線、石川上山田線において、地域活力基盤創造交付金の追加工区の内示により、工事請負費を1,770万円追加いたすものでございます。

54、55ページ、第3項河川費、第3目河川改良費では、台風9号で浸水した上伊根水路と多田山水路の合流部を今年度下水道工事に着手することから、同時に水路改修も行いたく、第15節工事請負費を400万円追加いたしております。

次に、58、59ページ、第10款教育費、第3目教育振興費では、学校ICT環境整備事業を365万円追加いたしております。これは江陽中学校が文部科学省の委託事業、電子黒板を活用した教育に関する調査研究事業のモデル校となり、購入予定である電子黒板について委託事業に変更が生じたので、追加費用を計上するものでございます。

60、61ページ、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業を421万

6,000円追加いたしております。主な内容は消耗品、光熱水費を追加するほか、新型インフルエンザが猛威を奮っているため、医療材料費の追加等によるものでございます。

次に、62、63ページの第3項中学校費は、第1目学校管理費では、学校管理運営事業を170万9,000円追加いたしております。小学校同様、光熱水費の追加、新型インフルエンザに伴う医薬材料費の追加のほか、江陽中学校の体育館屋根修繕工事費などを追加するものでございます。

第2目教育振興費では、中学校教育振興費、一般経費を139万6,000円追加いたしております。これはジュニアオリンピックへの選手派遣費用のほか、各種大会出場のためのマイクロバス等借上料を実績見込みにより追加いたすものでございます。

次に、66、67ページの第5項社会教育費、第7目教育文化施設管理費では、古墳公園管理運営事業を128万9,000円追加いたしております。これは指定管理先、ふるさと産品有限会社との契約期間変更に伴い、12月28日から3月までの3カ月間に必要となる施設の維持管理経費を追加いたすものでございます。

70、71ページ、第12款予備費は59万7,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。第1款町税、第1項町民税、第2目法人税は、昨今の不況の影響もあり、収入見込みにより2,604万円減額いたしております。

第4項町たばこ税、第1目たばこ税につきましても、昨今の健康志向の高まりから、たばこの需要も減少傾向にあり、収入見込みにより704万9,000円を減額いたしております。

第9款地方交付税で、地方交付税8,898万7,000円、特別交付税を2,800万円追加いたしております。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金を給付費見込みから1,984万7,000円追加いたしております。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金では、先ほどの歳出でもご説明いたしましたとおり、子育て応援特別手当事業の執行停止により、子育て応援特別手当交付金及び事務取扱交付金をみな減額いたしております。

第7目土木費国庫補助金は道路改良事業費補助金を追加交付の内示により1,188万円追加いたしております。

第9目教育費国庫補助金は、先ほどの歳出でもご説明いたしましたが、江陽中学校が文部科学省の調査研究委託事業のモデル校となったことに伴い、財源としておりました学校情報通信技術環境整備事業費補助金を159万2,000円減額し、かわって第3項教育調査研究事業委託金を840万円追加いたしております。

第14款府支出金、第1項府負担金、第1目民生費府負担金は、国庫負担金同様、障害者自立支援給付費負担金を給付費見込みから992万3,000円追加いたしております。

次に、16、17ページ、第2項府補助金、第1目総務費府補助金では、先ほどの歳出でご説明いたしました各公共施設の地上デジタル放送への対応経費につきまして、交付決定が見込めず未来づくり交付金を500万円追加いたしております。

第2目民生費府補助金につきましても、歳出でご説明いたしました保育所、学童保育等で使用する空気清浄機等の感染症対策備品の購入経費に対する補助金として、保育所等感染症対策研究整備事業費補助金を296万円追加いたしております。

第3項委託金は、選挙費委託金を衆議院議員選挙委託金、京都府知事選挙委託金の増減合わせて総額970万円追加いたしております。

第16款寄附金は、ふるさと納税寄附金を58万5,000円追加いたしております。3名の方からご寄附をいただいたものであり、今年度のトータルとしましては、6名の方から91万5,000円のご寄附となっております。なお、今回の寄附の中には、昨年にもご寄附いただいた方から、今年度も50万5,000円と、多額なご寄附をいただきました。貴重なご寄附をちょうだいいたしましたことに対しまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

第20款町債は、総額で2,050万円追加いたしております。これは保育所整備事業債、林道整備事業債、道路整備事業債、河川等整備事業債、それぞれ事業費が増額となったことから追加いたしております。

なお、9ページに第3表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第160号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第160号 平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は576万円を追加し、総額を10億2,062万5,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明を申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第1款総務費、第1目一般管理費、職員人件費につきましては、一般会計同様に11月20日の臨時議会でお認めいただきました、与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により、総額で54万3,000円減額いたしております。

第2款維持管理費、第1項維持管理費では、施設管理事業を470万円追加いたしております。これは石川浄水場で藻が異常繁殖したことにより、ろ過池のかき取り回数がふえ、ろ過砂が消耗したため、補充する費用を追加いたしております。

第5款予備費では160万3,000円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に10ページ、11ページの歳入でございますが、第8款諸収入、第2項雑入では、消費税還付金、消費税還付加算金を総額で576万円追加いたしております。これは消費税の確定申告

により、還付額が確定しましたので、今回、追加いたすものであります。

以上が、平成21年度与謝野町簡易水道特別補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第161号 平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第161号 平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は93万9,000円追加し、総額を23億3,017万8,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

職員人件費は、一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により、全体で74万4,000円減額いたしております。

第2款維持管理費では公共、特環ともに第11節需用費修繕料を追加いたしております。公共下水道につきましては、マンホール修繕等を行うなど136万7,000円追加いたしております。特環下水道につきましてもマンホール舗装修繕のため8万2,000円を追加いたしております。そのほか、特環下水道につきましては、第15節工事請負費において、算所地区のマンホール修繕費用として600万円を追加いたしております。

第4款公債費、第2目利子は公共、特環ともに当初見込みより利率が低く借り入れることができたこと等によりまして581万7,000円減額いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

11、12ページをお開き願います。

第5款繰入金、一般会計繰入金を3万9,000円追加し、調整いたしております。

第8款町債につきましては、公共下水道債の特別措置分を90万円追加いたしております。なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第162号 平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第162号の平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2,078万1,000円を追加し、総額を1億7,629万1,000円とするものでございます。

まずは歳出について、ご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

職員人件費は、全体で71万2,000円増額いたしておりますが、人件費を下水道課全体でとらえる中で、下水道特別会計の人件費を減額し、調整いたしております。

第2款維持管理費では、需用費に奥滝地区の宅内ポンプ水位計及び温江地区の管渠埋設道路の修繕料として52万5,000円追加いたしております。

第3款事業費では、府補助金の内示の増額によりまして、2,114万円追加いたしております。

第4款公債費では、借入金償還利子を当初見込みにより低い利率で借り入れすることができたことにより88万7,000円減額いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開き願います。

第3款府支出金は、府の内示の増額によりまして、707万円追加いたしております。

第5款繰入金では一般会計繰入金を71万1,000円追加し、調整いたしております。

第8款町債は事業費の増額に伴いまして、1,300万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第163号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第163号 平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定、サービス事業勘定ともに歳出のみの補正でございますので、総額の変更はございません。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

6、7ページをお開き願います。

第6款諸支出金で、第1号被保険者保険料還付金として、過誤納還付金を23万円追加いたしております。

第7款予備費で同額を減額し、調整いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

続きまして、サービス事業勘定について、ご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第1款総務費は、一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により職員人件費を8万1,000円減額いたしております。

第3款予備費で同額を追加し、調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第164号 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第164号 平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

それでは、まず事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第2目退職被保険者等療養給付費は、実績見込みにより退職被保険者等医療費を1,621万6,000円追加いたしております。第2項高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費につきましても同様に397万4,000円追加いたしております。第4項出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、総額で171万4,000円を追加いたしております。

これは、平成21年10月からの出産育児一時金直接支払制度による手数料のほか、制度改正を加味した実績見込みにより、出産一時金を追加いたすものでございます。

第8款保健事業費、第1目特定健康診査等事業費につきましては、一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき、期末勤勉手当の減額等により、総額で9万7,000円減額いたしております。

第2目保健衛生普及費では40歳以上の全町民を対象として、大腸がん検診を実施していますが、このうち、国保被保険者分については、京都府財政調整交付金の特別分の対象事業として加えられることとなりましたので、がん検診委託料を実績により170万2,000円追加いたしております。第3目短期入院総合機能検査諸費につきましては、人間ドック検査料を実績見込みにより、95万9,000円追加いたしております。

第12款予備費は6,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では、出産一時金補助金を制度改正に伴う国庫補助上乗せ分を考慮した交付見込み額により、30万円追加いたしております。

第5款療養給付費交付金は、退職被保険者等療養給付費交付金を2,019万円追加いたしております。これは退職被保険者分療養給付費、高額療養費の歳出の見込みにあわせて調整いたしましたものであります。

第7款府支出金、第2項府補助金につきましては、特別調整交付金を55万7,000円追加いたしております。これは歳出でもご説明いたしましたが、大腸がん検診の実績により、大腸がん検診セット化推進事業を申請し、その交付見込み額を追加いたすものであります。

第10款繰入金は保険基盤安定負担金の改定による追加分と出産育児一時金の追加に伴うルール分に加え、大腸がん検診費用の補助残について、一般会計から342万7,000円の繰り入れを行うものであります。

次に、直営診療所勘定の歳出につきましては、歳出のみの補正でございまして、総額に変更はございません。

22、23ページをお開き願います。

第1款総務費、第1目一般管理費では、事業勘定同様、人件費を19万3,000円減額いたしております。第2目財産管理費は、財産管理経費を12万9,000円追加いたしております。これはレセプトオンライン化システム構築委託料の請負減のほか、新型インフルエンザが猛威を奮っておりますので、院内感染を防ぐため医療機関用空気清浄機を購入するものであります。

第4款予備費は6万4,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第165号 平成21年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第165号 平成21年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は収益的支出並びに資本的支出の補正でございます。それでは、収益的支出からご説明申し上げます。

5、6ページをお開き願います。

まず、職員人件費について、総額で14万4,000円減額いたしております。これは一般会計同様に与謝野町職員給与に関する条例の一部改正に基づき期末勤勉手当を減額するほか、共済組合負担率の改正により共済費を増額いたしております。時間外勤務手当及び休日勤務手当につきましては、男山浄水場急速ろ過器新設工事に伴う運転調整で増額が見込まれるため、それぞれ追加いたしております。

第4款総係費につきましては、水道事業の料金改定に伴うシステム変更業務委託料を64万8,000円追加いたしております。

次に、基本的支出についてご説明申し上げます。

7、8ページをお開き願います。

第2款配水管事業費では、工事請負費を800万4,000円追加いたしております。これは、今年度、既に橋立中学校前の国道178号拡張工事にあわせまして、配水管を敷設がえしたとこ

ろでございますが、工事延長がふえたこと、今年度の管財費が値上がりしたこと等から、予定していた反対側車線の施行については、予算不足により断念しておりました。しかし、府の拡幅工事が追加発注されることとなったため、これにあわせ断念分を改めて追加いたすものでございます。

以上が、平成21年度与謝野町水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は12月9日、9時30分から開議しますので、ご参集願います。

大変ご苦勞さんでした。

（散会 午前11時43分）